

令和7年度埼玉県地域型食品企業等連携促進事業運営業務委託仕様書

1 委託業務名

令和7年度埼玉県地域型食品企業等連携促進事業運営業務

2 業務目的

本業務委託は、地域型食品企業等連携促進事業補助金交付等要綱(令和7年3月31日付け6新食第2374号農林水産事務次官依名通知)(以下「国要綱」という。)に基づき県が行う地域型食品企業等連携促進事業の円滑な実施に向けた、事務局の運営及び新たな食品ビジネスの実施の支援を行うものである。

3 定義

- (1)「地域連携推進支援プラットフォーム」(以下「全国プラットフォーム」という。)とは、令和7年度持続的な食料システム確立に向けた推進支援体制の構築委託事業において全国規模で構築するプラットフォームをいう。また、全国プラットフォームの運営主体を「プラットフォーム事務局」という。
- (2)「地域連携推進支援コンソーシアム」(以下「地域コンソーシアム」という。)とは、都道府県が、自ら管轄する区域において設置するもので、食品製造業者、食品加工業者、食品卸売業者、食品仲卸業者、食品小売業者、中食事業者、外食事業者等(以下「食品等事業者」という。)を核として、農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体とともに、金融機関、大学等の高等教育機関、試験研究機関、商工会・商工会議所等の商工系団体、農業・産業振興公社、地方公共団体等(以下「支援機関」という。)、関連産業の事業者、消費者等が参画するコンソーシアムをいう。
- (3)「新たな食品ビジネス」とは、地域の食品等事業者が農林漁業者、農林漁業者の組織する団体等の地域コンソーシアムの参画者と連携・協調して取り組む地域の持続的な食料システムの確立に資する新たなビジネスモデルをいう。
- (4)「地域連携推進コーディネーター」とは、プラットフォーム事務局に所属する地域の持続的な食料システムの確立に資する知識とアイデア、具体的な支援実績、人的ネットワークを有し、さらにビジネスの戦略構築やコーチングスキル等の専門的な知見を有する者をいう。
- (5)「地域型協調領域実証」とは、地域の持続的な食料システムの確立に当たって地域コンソーシアムの食品等事業者とその他の関係者が協調して取り組むべき課題に対して、その解決に資する共同実証・研究をいう。

4 委託期間

契約日から令和8年3月13日

5 委託業務の内容

(1) 地域コンソーシアムの設置・運営

- ア 補助事業の運営を行う事務局として、地域コンソーシアムを設置し、運営すること。
- イ 食品事業者を中心とした多様な関係者の地域コンソーシアムへの参画を促す取組を行うこと。

(2) 情報発信

- ア 地域コンソーシアムの取組について情報発信を行い、その取組の進展に資するよう、事業者等の地域コンソーシアムへの参画を促すためホームページの構築・運営を行うこと。

(3) 研修会の開催

- ア プラットフォーム事務局、地域連携推進コーディネーター及び専門家と連携し以下に示す研修会を開催すること。

研修内容	業務内容
(ア) 持続的な食料システム確立に向けた連携・協調の意義や地域コンソーシアムの参画者を対象とした食品ビジネスの創出等の意識醸成等に資する講義（年1回程度、8月頃開催）	・プラットフォーム事務局と連携した研修内容・日程等についての調整、地域コンソーシアム参画者への通知・参加のとりまとめ、研修資料作成、会場準備・物品購入等、研修後レポートのとりまとめ。 ・上記に付随する打ち合わせ等。

- イ プラットフォーム事務局に対し、地域連携推進コーディネーターの講師派遣を依頼すること。

(4) 専門部会の開催

- ア プラットフォーム事務局及び埼玉県と連携し以下に示す専門部会を開催すること。

部会内容	業務内容
(ア) 食品ビジネスの創出等を検討するため、課題別に専門部会を開催する。開催に当たっては、検討するテーマを設定して、テーマごとに専門部会を組成して開催する。（年2回程度、9～11月頃）	・プラットフォーム事務局と連携した部会内容・日程等についての調整、地域コンソーシアム参画者への通知・参加のとりまとめ、部会資料作成、会場準備・物品購入等、部会后レポートのとりまとめ。 ・上記に付随する打ち合わせ等。

- イ プラットフォーム事務局に対し、地域連携推進コーディネーターの派遣を依頼すること。

(5) 地域戦略マッチングの実施

ア プラットフォーム事務局及び埼玉県と連携し以下に示す地域戦略マッチングを実施すること。

実施内容	業務内容
(ア) 専門部会での検討結果を基にした新たな食品ビジネス及び地域型協調領域実証（以下「新たな食品ビジネス等」という。）の戦略構想を検討する会議及び食品ビジネスの創出等を担う事業者と関係者のマッチングを開催する。（年2回程度）	・プラットフォーム事務局と連携した実施内容・日程等についての調整、地域コンソーシアム参画者への通知・参加のとりまとめ、実施資料作成、会場準備・物品購入等、実施後レポートのとりまとめ。 ・上記に付随する打ち合わせ等。

イ プラットフォーム事務局に対し、地域連携推進コーディネーター及び専門家の派遣を依頼すること。

(6) 相談体制の整備

ア プラットフォーム事務局及び埼玉県と連携し以下に示す相談体制を整備し、相談会を開催すること。

体制整備・開催内容	業務内容
(ア) 新たな食品ビジネスの発展・拡大に向けて、支援機関等の専門家による相談体制を整備し、食品ビジネスの創出等に取り組む食品等事業者に対する相談会を開催する。（年1回）	・プラットフォーム事務局と連携した体制整備及び相談会開催内容・日程等についての調整、地域コンソーシアム参画者への通知・参加のとりまとめ、資料作成、会場準備・物品購入等、体制整備及び相談会開催後レポートのとりまとめ。 ・上記に付随する打ち合わせ等。

(7) 新たな食品ビジネス等の支援

ア プラットフォーム事務局及び埼玉県と連携し以下に示す支援を実施すること。

支援内容	業務内容
(ア) 全国プラットフォームと連携し、次に掲げる間接補助事業に対する支援を実施する。	・間接補助事業者が行う新たな食品ビジネス等の事業計画の策定及び実施に係る支援 ・間接補助事業者が行う地域型協調領域実証の事業計画の策定及び実施に係る支援 ・新たな食品ビジネス等におけるクラウドファンディングのプロジェクトペ

	ージ作成等の支援 ・上記に付随する打ち合わせ等。
--	-----------------------------

イ プラットフォーム事務局に対し、専門家の派遣を依頼すること。

6 対象となる経費及び経費の支出

- (1) 委託経費として計上できる経費は、下表のとおりとする。
- (2) 経費の支出にあたっては、各事業費の支出の根拠となる書類（契約書、請求書、業務日誌、出納帳等）を作成し、経費区分ごとに支出額を整理しておくこと。

事業内容	対象経費
地域コンソーシアムの設置・運営	会場借料、資料印刷費、通信費（オンラインで実施する際に必要なアカウント料を含む。）、消耗品費、事務局旅費、通信機器類等リース料、管理運営費（人件費を含む。）等
情報発信	ホームページ作成・運営費等
研修会の開催	会場借料、資料印刷費、通信費（オンラインで実施する際に必要なアカウント料を含む。）、消耗品費、講師謝金、講師旅費、事務局旅費、管理運営費（人件費を含む。）等
専門部会の開催	
地域戦略マッチングの実施	
相談体制の整備	
新たな食品ビジネス等の支援	通信費、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、事務局旅費、管理運営費（人件費を含む。）等

7 報告書の提出

(1) 事業計画書

受託者は、契約締結後、速やかに事業計画書として実施体制及びスケジュールを作成し、埼玉県農業ビジネス支援課に提出すること。

(2) 事業報告書

本委託業務が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して10日以内に、以下の書類を提出するものとする。

ア 業務完了報告書

イ 事業報告書（業務の実施期間、概要、記録写真、業務に要した事業費等を含むもの）の作成（紙媒体（A4版）、電子媒体（CD-ROM 又はUSB メモリ等）1式）

ウ 事業で作成した場合、チラシ等の資料（紙媒体（A4版）、電子媒体（CD-ROM 又はUSB メモリ等）1式）

8 関係書類等の整備

本業務実施に関する以下の関係帳簿類を整備し、業務を終了した日の属する県の会計年度の翌年度から5年間保管すること。

- ・総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類の整備
- ・事業の実績に係る記録の整備

9 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の順守

受託者は、関係法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、業務の一部を委託することは可とする。

(3) 個人情報保護

受託者あるいは受託者から再委託を受けた者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年埼玉県条例第50号）、知事の保有する個人情報の保護等に関する規則（令和5年埼玉県規則第5号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(4) 守秘義務

受託者あるいは受託者から再委託を受けた者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(5) 立入検査等

埼玉県は事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、または事務所等に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問を行う場合がある。委託業務終了後も同様とし、これにより発生する受託者の経費は受託者の負担とする。

10 その他

本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、受託者と県の両者協議により業務を進めるものとする。